

# 生命の水を守ろう!

産業廃棄物最終処分場建設に反対する  
連絡会ニュース NO.22 2004.1.19  
連絡先:茨城県民主医療機関連合会  
(029-228-0600)

## 2004年 重要な節目の年 決意も新たにがんばりましょう

弁護士 安江 祐

あけましておめでとうございます。

2004年、新しい年を迎えました。今年は、全限の闘いにとって、たいへん重要な節目の年になることは間違いありません。

全限の闘いは、今二つの裁判を並行して進めています。一つは、今水戸地裁で闘われている人格権に基づく処分場建設差し止めの本訴です。

もう5年前になりますが、1999年3月、水戸地裁の仮処分決定により赤塚設備は処分場の建設工事を行うことができなくなりました。しかし、これはあくまで「仮」の決定であり、勝利を確実なものにするためには、現在係属している本訴に勝利しなければならないのです。

本訴も始まってもう既に5年目ですが、ようやく大詰めを迎えています。昨年12月8日、関口鉄夫先生が法廷に立ち、本件処分場の危険性について様々な角度から証言をして下さいました。裁判官もその証言を熱心に聞き入っており、相手方代理人の反対尋問も有効なものは何一つなかったと私たちは確信しています。本訴における証人は関口先生1人で終了し、後は相手方から尋問を踏まえた反論の意見書が提出される予定で、その内容次第では、当方からも再反論することもあるかと思いますが、基本的には審理は終結することになります。次回期日は2月17日午前10時からですが、その期日かあるいはその次の期日で結審を迎えることになるでしょう。そしていよいよ判決になるわけですが、今年の前半のうちには言い渡されることになると思います。今年が重要な節目の年といったのはそういう意味です。何としても勝利判決を勝ち取らなければなりません。

もう一つの裁判は、共有林の埋め立てを差し止める裁判です。この共有林訴訟は、昨年6月10日、原告側全面勝利の判決を勝ち取りましたが、不当にも赤塚設備側が控訴し、舞台は東京高裁に移っています。当初、早期結審で速やかに控訴棄却の判決を勝ち取ろうと考えていましたが、裁判官から原判決の問題点がいくつか指摘され、早期結審の方針は検討せざるを得ない状況です。しかし、裁判所が指摘する問題点は、いずれも原審で決着済みの問題点であると私たちは確信しており、多少時間はかかっても、裁判所を説得していきたいと考えています。これら二つの裁判は、全く別個のものではなく、一つの闘いのいわば盾の両面ともいえます。地裁で優勢に闘いをすすめることは、当然高裁にも影響していきます。新年を迎え、決意も新たに、今年を勝利の年にするために頑張りましょう。

## 募金の訴え よろしくお願いいたします

共有林裁判は東京高裁に移り、「勝利」を確信しているものの、その結果については予断を許されない状況にあります。また水戸地裁の人格権裁判も判決が間近に迫り、弁護士さんたちも全力を尽くされています。しかしこの闘いは資金がなければ続けることはできません。振込用紙を同封しました。手数料までをご負担いただくのは心苦しいのですが、皆様のカンパ(一口千円)へのご協力をぜひお願いいたします。

皆で力を合わせて、産廃処分場建設を阻止し、生命の水を守りましょう。

2003年10/14第1回東京高裁傍聴の後、「東京大空襲・戦災資料センター」(早乙女勝元館長)を見学しました。1945年(昭和20年)3/10未明、約300機のアメリカ軍爆撃機B29による下町地区を目標にした無差別爆撃は、人口過密地帯を火炎地獄とさせ、罹災者は100万人を越え、推定10万人が死亡。3/10を含め、東京は100回以上もの火の雨にさらされ、市街地の6割を消失。

市民のこうむった戦争の惨禍を次代に語り継ぎたいと、約4000人の方々の協力により、2000年3/9東京大空襲の被害の最も大きかったここ江東区に「東京大空襲・戦災資料センター」を完成させました。

「東京大空襲・戦災資料センター」を見学して

B29から投下された焼夷弾や米軍関連文書、大空襲にあった方々の絵や文章が山積みされていました。見学の後、1978年(昭和53年)3月「NHK特集」として放映されたビデオを鑑賞。これはアメリカ軍が撮影したもので、東京大空襲は米軍の一軍人の決定で行われ、木の葉のように焼かれていく家々や人々、真っ黒焦げの人間が山のように死んでいるさまが写っており、その軍人がその後日本政府から大きな勲章をもらって喜んでいたのもショックでした。(新婦人 大川)

第2回東京高裁傍聴は12/2でした。判決は出ないと思ってましたものの、内容があまりに見当はずれで、心配が増しました。傍聴後、今回は夢の島「第五福竜丸」の見学、「第五福竜丸」の元船員だった大石又七さんの話を聞くことが出来ました。ビキニ事件という久保山愛吉さんが死亡、の記憶でしかありませんでしたので大石さんの話は初めて聞く話が多く胸にひびきました。1954年世界で初めて米による水爆実験に遭遇し、危険区域外であったにもかかわらず被爆し、(水

「第五福竜丸」元船員 大石又七さんの話を聞いて

爆実験が行われるという情報さえ知らされず)生命の危険にさらされたこと。1000隻以上の船、魚、船員が汚染されたのにも関わらず、「福竜丸」のみの、しかもわずかな補償で終わったこと。その補償への貧困からのねたみ。政府がわずかな補償とそれ以上に要求しないことを約束し、引換えに原子力技術の導入をしたこと。それによりすぐに東海村に原発が出来たこと。大石さんはビキニは終わったこととされているが、核汚染のはじまりです。核開発が無くなるよう体験を話し続けていくと話されました。(伊達)

### 共有林裁判期日のお知らせ

2月10日(火) 1時半

東京高裁

9:00桜川駐車場出発(バス)  
2/3申込〆切(民医連まで)

### 次回期日のお知らせ

人格権裁判

2月17日(火)10時 水戸地裁